

# ～地域の豊かな住生活の実現に向けて～

## 地域住宅計画（長崎県全地域）

### 地域住宅計画とは？

「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」に基づき、地方公共団体が自主性と創意工夫を活かし、各地域の実情に応じた住宅施策を推進するため、地域における取り組みに関して定めた計画です。

本県では平成17年度～平成22年度に長崎県全域（第1期）を策定し、現在、第2期の計画を策定しています。

### 地域住宅計画（長崎県全地域【第2期】）の概要

○ 計画名称：地域住宅計画 長崎県全地域（第2期）

○ 計画作成主体：県及び21市町の事業主体

○ 計画期間：平成27年度～平成31年度

○ 目標の内容

『住みたい、住める、住み続けられる長崎県』を基本理念として

- ・全ての県民が安全に安心して暮らせる住まいづくり・まちづくり
- ・県民の多様なニーズに応える質の高い住まいづくり・まちづくり
- ・循環型社会に向けたストック重視の住まいづくり・まちづくり
- ・地域の資源や特性を活かした住まいづくり・まちづくり

等の良好な居住環境の形成等を目指します。

○計画目標達成のための主な施策

- ・地域の実情に応じた適切なセーフティネットを構築するため、公営住宅等整備事業により公営住宅を整備し、真に住宅に困窮している住民の居住安定を図ります。
- ・地域のニーズに応じ、UIターン者、住宅確保要配慮者等の定住促進及び地域活性化住宅を確保するため、地域優良賃貸住宅を整備します。
- ・既存の公営住宅のバリアフリー化、耐震化、省エネ化を推進するとともに、長寿命化や居住環境の改善を図るため、公営住宅ストック総合改善事業等を実施します。

- ・過疎地域や産炭等地域において、著しい人口減少に伴い老朽化した空き家が増加していること等により、住環境が悪化している地域において、老朽住宅除却等事業等により良好な住環境の形成を図ることとします。また、耐震性に劣る改良住宅の耐震診断や改修等を実施し、住環境の改善に努めます。
- ・住環境の整備改善に資するため、空き家再生等推進事業により、不良住宅又は空き家住宅の除却を推進します。
- ・その他

地域住宅計画（長崎県全地域）は下記の場所にて閲覧できます。

- 閲覧場所 長崎県 土木部 住宅課 企画指導班
- 閲覧時間 9時～17時まで（ただし、12時～13時は除く）
- 問い合わせ先 長崎県土木部住宅課企画指導班

TEL 095-824-1111 内線 3108